日団協 技術指針 G高-001-2008 イエローカード作成・使用要領

1. 制定目的

高圧ガス保安法第23条に基づく液化石油ガス保安規則第48条第19号及び第49条第9号により、「液化石油ガスを移動するときは、移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること」となり、液化石油ガス保安規則基本通達第48条関係において「注意事項を記載した書面」とは、(社)日本化学工業協会が推進している「物流安全管理指針に係る緊急連絡カード(イエローカード)」の様式によるものとし、特記事項の欄には作成要領の内容に加えて「温度と圧力の関係、比重、色、におい等」を記載することとされた。

以上の経緯を踏まえ、日本LPガス団体協議会では、液化石油ガス用のイエローカードに関して、LPガス業界内の一本化と周知徹底を図ることを目的とし、(社)日本化学工業協会の様式に基づく標準様式を定め、当該標準様式の作成及び使用要領を制定することとした。

【参考】

液化石油ガスの移動においては、従来は「移動計画書」(車両に固定した容器により、質量3,000kg以上の液化石油ガスの移動の場合)又は「注意事項を記載した書面(注意書)」(車両等に容器を積載して移動する場合)を携帯することになっていたが、平成10年4月1日の液化石油ガス保安規則改正により、移動計画書又は注意書が廃止され、移動する液化石油ガスの質量に関わらず全て「注意事項を記載した書面(イエローカード)」の携帯が義務付けられた。

2. 適用範囲

液化石油ガスを移動する場合(液化石油ガスを燃料として使用する車両に固定した容器(当該車両の燃料の用のみに供するものに限る)による場合を除く)において適用する。

3. イエローカードの様式

- ① (社)日本化学工業協会「物流安全管理指針に係る緊急連絡カード (イエローカード)」に基づく様式とし、標準様式としては様式B001-1のとおりとする。
- ② カードに使用する用紙の色は黄色とする。
- ③ カードのサイズはB5版(又はA4版)とする。 ただし、緊急連絡先の用紙は名刺版の大きさとする。

4. イエローカードの作成者

「イエローカード」は、液化石油ガスの移動を行う者が携帯する必要があるので、原則として、 液化石油ガスの移動に係る事業を実施する事業者が作成し、移動を行う者に携帯及び遵守させることとする。

5. イエローカードの作成要領

- (1) 標準様式に従って作成し、運送事業者名称等各事業者にて記載を要する事項を記入すること。
- ② 緊急時の連絡先としては、 運送事業者を明記することとする。
- ③ 車両に固定した容器により、質量3,000kg以上の液化石油ガスを移動する場合は、法規によりイエローカードの他に「荷送人(注)へ確実に連絡するための措置」が必要とされているが、当該荷送人(出荷事業所とする)への連絡先は、荷送伝票(ダッシュボード等に保管)に記載されていることより、荷送伝票にて確認とし、別途作成不要とする。
 - (注)「荷送人」とは、一般に液化石油ガス出荷事業者(第一種製造者、販売業者等)が これに該当するので、「荷送人へ確実に連絡するための措置」としては、出荷事業者への 連絡先を明記すること。

6. イエローカードの使用要領

- ① イエローカードは、移動を実施する事業者にて作成し、移動を実施する者に交付して、移動中は必ず携帯させるとともに遵守させる。
- ②「移動計画書(車両に固定した容器により、質量3,000kg以上を移動する場合:ローリ車の場合等)」又は「注意書(車両等に容器を積載して移動する場合:容器配送車の場合等)」を使用している場合は、当分の間は現行「移動計画書」又は「注意書」を携帯させることで可とするが、できる限り「イエローカード」に交換することとする。

制定日

本指針の制定日は、2002年10月1日とする。

改訂日

本指針の第1回改訂:2008年11月26日

施行日

本指針の施行日は、2009年2月1日とする。

【様式 G 高001-1 (表)】運転者携帯のイエローカード

(日本LPガス団体協議会様式)

		·			-														
品	名	液化石油ガス																	
						該	当 法	規	対	応	危	険	有	害	性				
消防法							毒物及び劇物取締法				高圧ガス保安法								
						毒		劇特		特	_		液						
第	第	第第第		第	性	性 質		品 名				44		定 毒物	般		化		
1	2	3	4	5	6						物		物		毒	高		石	
類	類	類	類	類	類	(法5	(法別表)		(法別表)						790	圧ガー		油ガ	
						***************************************										ス		ス	
)
		危険性有害性								 :	環境			性状					
特					_								污染性						
性		禁水性			熐	発性	可燃性		有毒ガス 発 生		目・皮膚に 触れると危険		河川への		固	液	気	水	
													流	流入注意				溶	
											***					体	体	体	性
										~======================================									

[事故発生時の応急措置]

- ①車を安全な場所に移動する。(人家や人ごみを避け、できるだけ交通の障害にならないように移動し、エンジンを停止し、車止めをする)
- ②ガス漏洩が発生したら、事故の発生を大声で告げ、消防署及び警察署に連絡し、 人々を風上に避難させる。

付近の可燃物を遠ざけて、火災の発生を防ぐ。

緊急通報

119 (消防署) 110 (警察署)

[緊急通報例]

1.いつ

〇〇時 〇〇分頃

2. どこで

○○市○○地区(国・県・市)道○○号線○○付近で

3. なにが

「液化石油ガス、(LPガス)」が

4. どうした

漏洩しています、 漏洩して火災になっております

5. ケガ人は

ケガ人がいます (救急車をお願いします)、ケガ人はいません

6. 私の名前は

〇〇運送会社 〇〇です

緊急連絡

運送	会社	ΔΔΔΔΔ					
住	所	ΔΔΔΔΔ					
電	話	平日·昼間 休日·夜間	000-000-000 000-000-000				

- 1. 荷送会社連絡先は携帯している荷送伝票に記載
- 2. 運転者が緊急連絡先(名刺型)を所有

品 名

液化石油ガス

災害拡大防止措置

漏洩・飛散したとき

- ①ガス供給を絶つ。
- ②できる限り車両は風通しのよい安全な場所に移動する。
- ③漏洩個所の漏れを止める。
- ④ロープを用い、危険区域を明示するとともに、付近に火気がないことを 確認し、付近の住民に火気使用を中止するよう要請する。

引火・発火したとき

- ①消防、警察に連絡し、その指揮下にはいる。
- ②ガスの流出を遮断できる場合は、消火器にて消火する。 消火器はABC型またはBC型を使用する。
- ③散水等により周囲を冷却し延焼防止を図る。

周辺火災のとき

- ①タンクローリー又は容器配送車を安全な場所に移動する。
- ②移動が不可能な場合には、タンクローリー又は容器の周囲に散水し冷却する。

救急措置

- ①吸入した場合は、新鮮な空気のある場所に移す。 呼吸困難な場合は 酸素欠乏の措置を行う。
- ②皮膚に付着した場合(液状の場合)は凍傷の手当てを行う。
- ③必要に応じ医師の手当てを受ける。

特別事項

- ①ガス比重は 1.5 ~ 2.0 で、無色、有臭(着臭)である。
- ②容器の温度は40℃以下で、圧力は1.53MPa以下に保つこと。

緊急連絡先

緊急連絡先

緊急事態の発生により下記場所へ 至急御連絡して下さい。

「液化石油ガス」朱書

1. 社 名 〇〇〇〇〇〇株式会社 平日·昼間 電話番号 〇〇〇〇〇〇 株式会社 休日·夜間 電話番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 車両番号: 品川 885 う 〇〇〇〇

3. 警察署

電話番号: 110

4. 消防署

電話番号: 119

(注記)緊急連絡先は名刺の大きさとする。